

大阪湾北部海域の監視・情報提供体制の強化 ～大阪湾海上交通センターの移転・機能強化～

令和5年2月28日（火）

第五管区海上保安本部

5th Regional Coast Guard Headquarter

交通部航行安全課

Navigation Safety Division

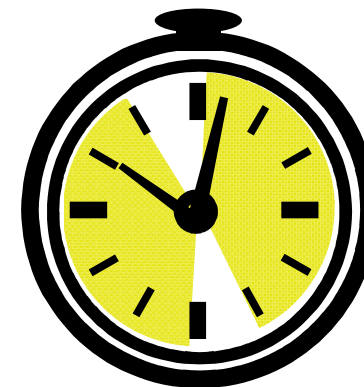


愛します! 守ります! 日本の海
海上保安庁



第五管区海上保安本部

JAPAN COAST GUARD



報告時間目安：15分

1. 背景・経緯

2. 大阪湾における走錨対策（法改正）

3. 大阪湾海上交通センターの機能強化

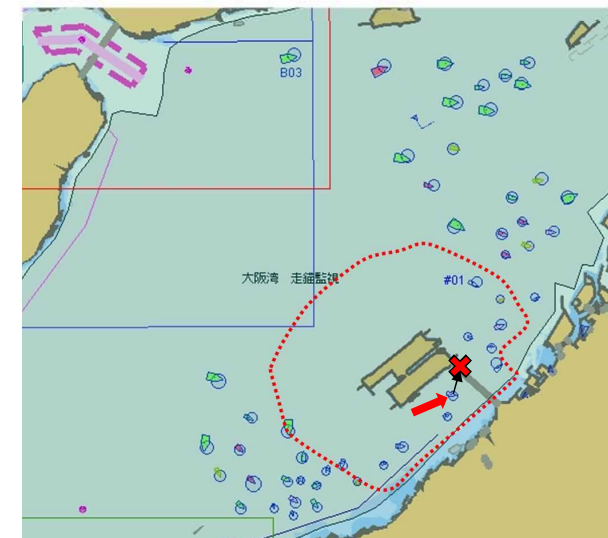
平成30年9月、台風21号の影響により、関西国際空港周辺海域に錨泊していた船舶が走錨し、同空港連絡橋に衝突するなど、近年、大型の台風をはじめとした異常気象の頻発・激甚化に伴い、船舶交通の安全や臨海部における施設の機能が阻害され、人流・物流に甚大な影響を及ぼすような事故が発生しています。

海上保安庁では、同空港周辺海域を含む全国の海域において、荒天時の走錨等に起因する事故の再発防止のほか、海域の監視・情報提供体制を強化するなど、安全対策の強化に取り組んでいます。

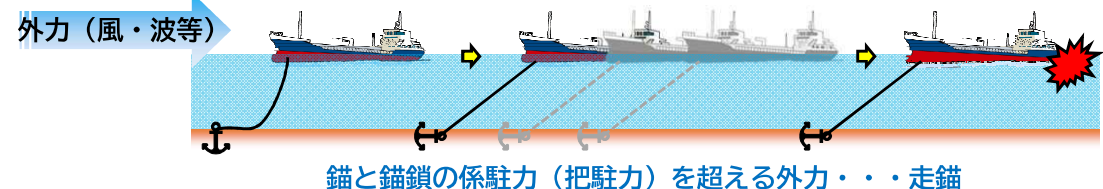
平成30年9月 台風21号の影響により、
タンカー（2,591トン）が関西国際空港の連絡橋に衝突
空港アクセスが遮断され人流・物流に甚大な影響
関空利用客等約8,000人が孤立



平成30年9月台風21号（関空連絡橋事故）



走錨イメージ図



「海上交通安全法等の一部を改正する法律」

（海上交通安全法第32条）

船舶の湾外避難、湾内の錨泊制限等の勧告・命令制度

（海上交通安全法第33条・第34条、港則法第43条・第44条）

臨海部における施設周辺海域等における走錨事故等防止のための情報提供、危険回避措置の勧告制度

（海上交通安全法第35条）

湾外避難等の円滑な実施に関する必要な協議を行うための協議会の設置

（港則法第48条）

湾内全域からの船舶の避難を一体的に実施するための海上保安庁長官による港長権限の代行制度

船舶の湾外避難、錨泊制限等の勧告・命令制度

第五管区海上保安本部では、勢力の強い台風による異常な気象・海象が予想される場合、海上交通安全法の規定に基づき、大阪湾（紀伊水道を含む）外の台風の影響の少ない海域への避難等の勧告を発出します。

瀬戸内海中部

※ 台風の種類や進路により、他の対象海域においても勧告が发出される場合があります。

台風の影響の少ない海域へ

明石海峡大橋

岩倉港

阪神港

津名港

大阪湾

泉州港

瀬本港

由良港

深日港

大関門橋

福良港

南渡瀬

今切港

紀伊水道

和歌山下津港

通達広港

由良港

紀伊日ノ御燈台

徳島小松島港

重岡港

緒道

蒲生田神社台

台風の影響の少ない海域へ

台風
(暴風域を伴う
中心風速
40m/s以上)

避難のルール

「対象海域外への避難」
ただし、対象海域内の台風の影響の少ない海域で避泊等することができる船舶は除く。

「入域の回避」
ただし、入域後、対象海域内の台風の影響の少ない海域で避泊等することができる船舶又は時間的余裕をもって台風の影響の少ない対象海域外へ避難する船舶は除く。

「十分な時間的余裕を持った避難」

※ 勧告の履行状況や船舶交通に生じる危険の程度等を踏まえ、「退避」等の必要な命令を発出することがあります。

「対象海域外への避難」及び「入域の回避」の対象船舶

- 長さ200m以上
客船、フェリー、貨物船
- 長さ160m以上
自動車運搬専用船、コンテナ船、ガスタンカー、タンカー
- 総トン数5万トン以上の危険物船
(液化ガス船を除く)
- 総トン数2万5千トン以上の液化ガス船

ただし、以下に該当する船舶は対象外です。

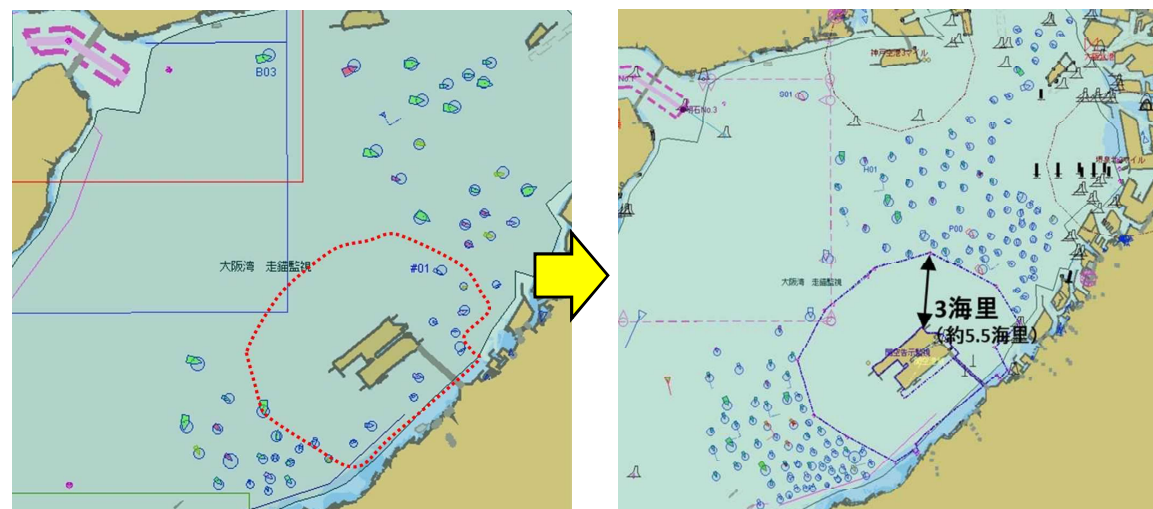
※対象船舶以外の船舶においても、安全に避難できる海域に避難しようとする船舶は、十分な時間的余裕をもって避難を開始してください。

入域の制限

錨泊の制限

停留の制限

錨泊自肅勧告発令の実際

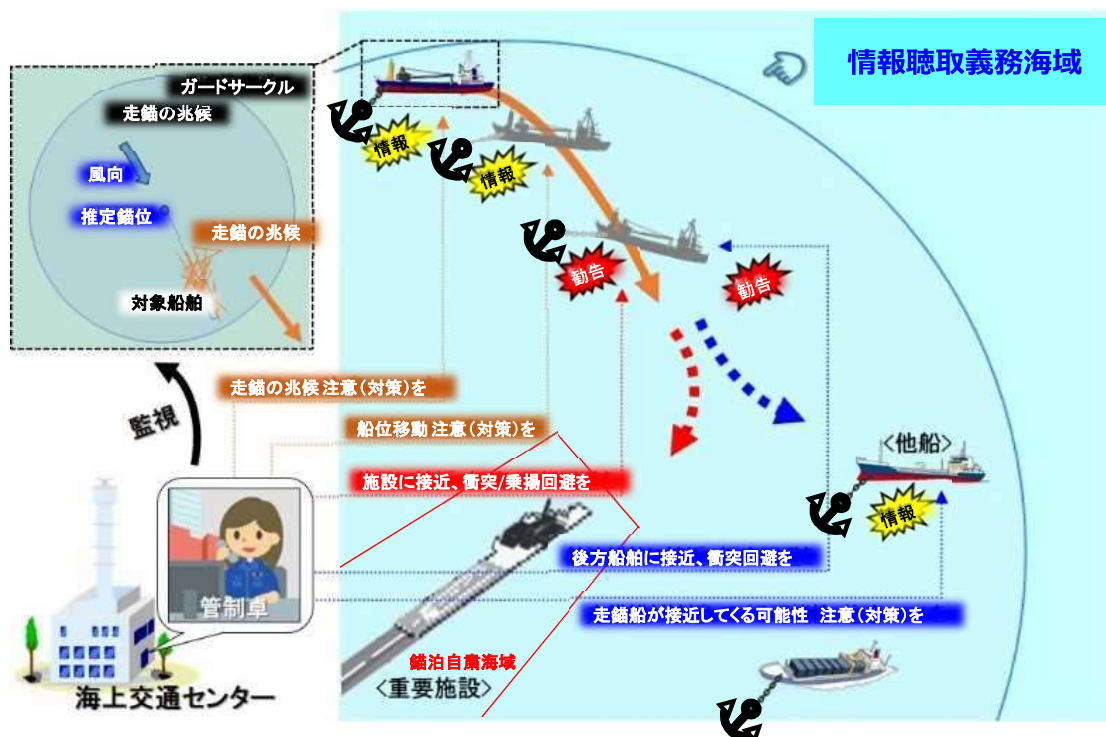


平成30年9月台風21号
(関空連絡橋事故)

令和4年9月台風14号接近時の状況

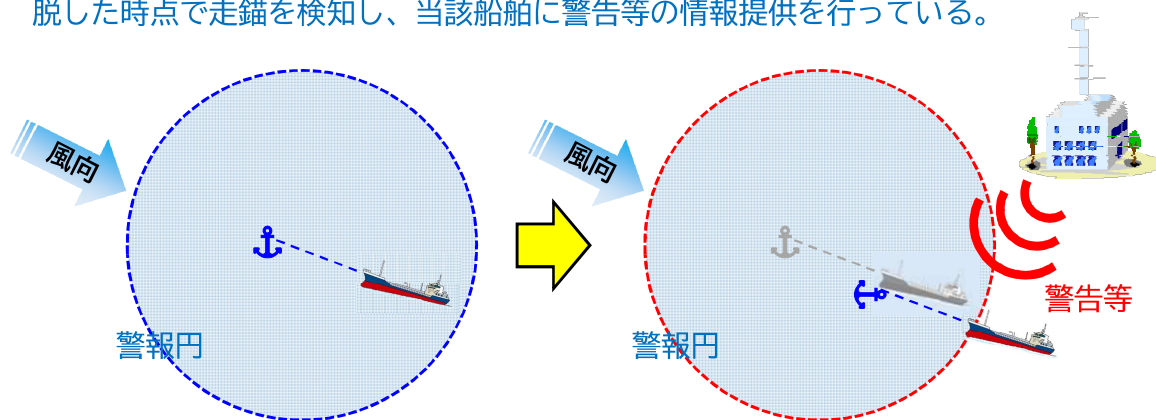
（海上交通安全法第33条・第34条、港則法第43条・第44条）

臨海部における施設周辺海域等における走錨事故等防止のための情報提供、危険回避措置の勧告制度



走錨監視

レーダーやAIS画面上の錨泊船に「警報円」を描画し、「警報円」を逸脱した時点で走錨を検知し、当該船舶に警告等の情報提供を行っている。



情報聴取義務（異常気象等時）

適用：令和5年5月1日～

異常気象等[※]時に、大阪湾内の船舶交通に危険が生じるおそれのある場合、関西国際空港周辺海域の船舶に対し、大阪湾海上交通センターが VHF 無線電話で提供する情報の聴取義務海域が設定されます。

※異常気象等とは、台風、発達した低気圧、地域特有の季節風に伴う荒天その他地震に伴い発生する津波等、通常とは異なる気象又は海象をいいます。

情報聴取義務海域（異常気象等時）



情報聴取の対象船舶

異常気象等時における情報聴取義務海域に存在する長さ50メートル以上の船舶

情報提供等

異常気象等時において、大阪湾海上交通センターから船舶の安全航行を支援するための情報提供等を行います。

情報提供の開始（終了）

第五管区海上保安本部長が、異常気象等時に関西国際空港の陸岸から3海里内の海域に錨泊自粛勧告を発出（解除）することに伴い、大阪湾海上交通センターにより行われる情報提供の開始（終了）期間を公示します。

海上交通センター

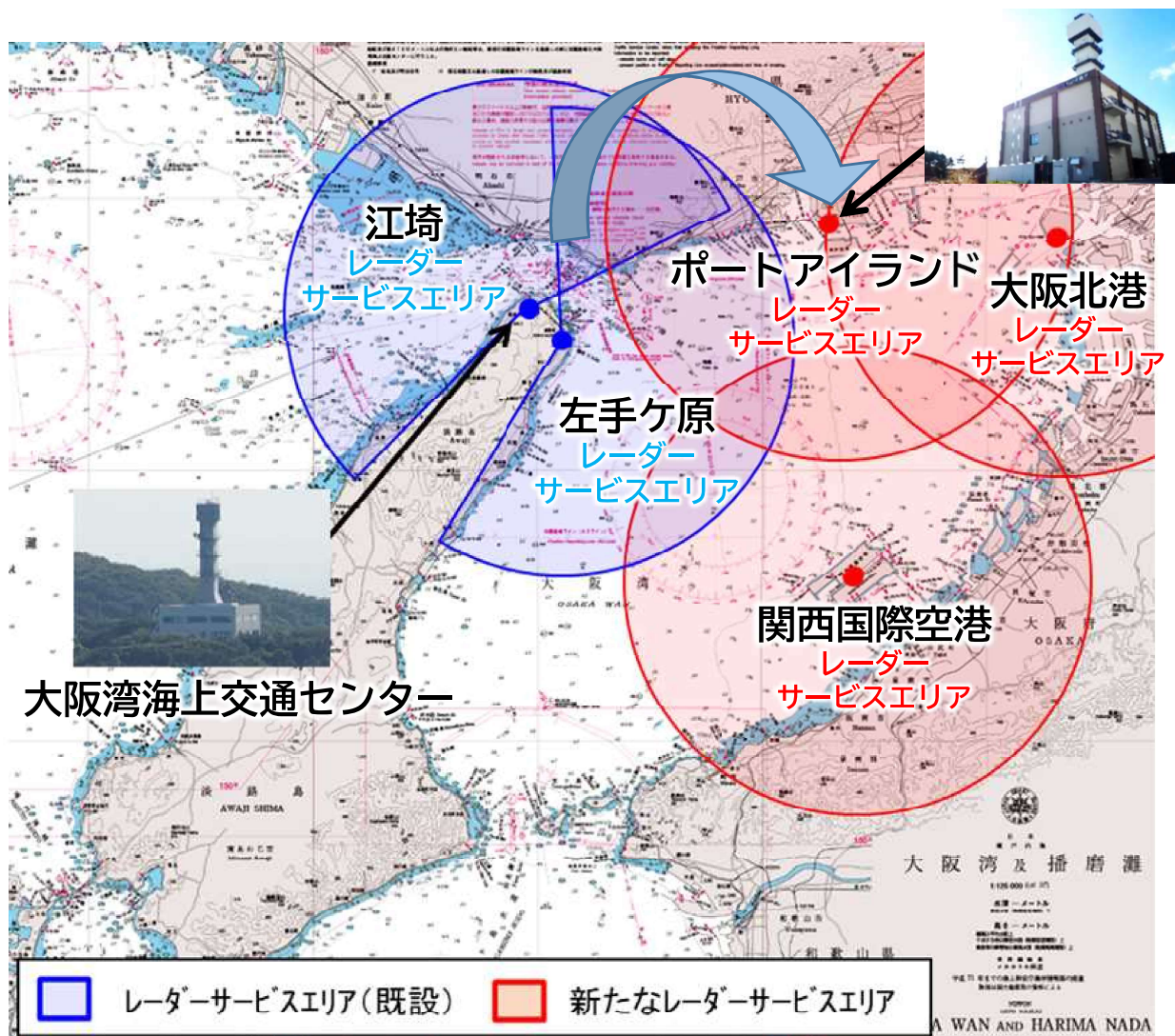
船舶交通のふくそうする東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門海峡には、船舶交通の安全と運航効率の増進を目的に、情報提供と航行管制を効率的に行うシステムとして海上交通センターを整備しています。

海上交通センターでは、レーダー、AIS、気象観測装置等によって得られる航行船舶の動静、気象現況等の情報に加え、海難や航行安全に関する情報、航路しよう戒に従事する巡視船からの情報、さらに海上交通安全法等に基づく巨大船の航路通報等の情報を収集し、そのデータを基に海上交通に関する情報提供と海上交通安全法又は港則法に基づく航路航行管制を実施しています。



大阪湾海上交通センターの監視・情報提供体制強化

大阪湾海上交通センターは、現在、レーダー2基、監視カメラ4台、A I S等により明石海峡周辺海域を中心に監視を行っています。今後、レーダーや監視カメラの増設等のハード面を整備したうえ、神戸市（ポートアイランド）に大阪湾海上交通センターの管制機能に移転し、令和5年3月12日から運用を開始することとしています。その後、大阪湾海上交通センターの監視・情報提供体制を順次強化することを目指しています。



大阪湾海上交通センターの監視・情報提供体制
(令和4年度末以降)

情報聴取義務(常時)

適用: 令和5年5月1日～、令和6年2月1日～

大阪湾北部海域を航行する船舶に対し、大阪湾海上交通センターが VHF 無線電話で提供する情報の聴取義務海域が拡大されます。

情報聴取義務海域(常時)



情報聴取の対象船舶

海上交通安全法適用海域では、長さ 50 メートル以上の船舶
港則法適用海域では、総トン数 500 トンを超える船舶

情報提供等

情報聴取義務海域において、大阪湾海上交通センターから船舶の安全航行を支援するための情報提供等を行います。

平時（常時）の情報聴取義務海域

大阪湾海上交通センター 令和5年3月12日移転予定

